

香川県条例第64号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(特地勤務手当等) 第23条の2 略</p> <p>(期末手当) 第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の6まで並びに附則第6項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6及び附則第10項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に</p> | <p>(特地勤務手当等) 第23条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校として人事委員会に協議して教育委員会規則で指定するもの（以下「特地学校」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第21条の2第1項に規定する地域に所在する特地学校に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。</p> <p>(期末手当) 第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p> |
| 1 | |

応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

（勤勉手当）

第24条の6 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日

に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第14条の5第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるものに相当する職員として各給料表につき人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

（勤勉手当）

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日

現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5(特定管理職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額

(2) 略

3~5 略

(給与の減額)

第27条 略

(休職者の給与)

第29条 略

現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5(特定管理職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額

(2) 略

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第24条の3第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第24条の6第3項」と読み替えるものとする。

5 略

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他、その勤務しないことにつき特に承認があった場合のほかは、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額とする。

(休職者の給与)

第29条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号の規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 略

附 則

- 6 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額
(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第10項及び第11項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第11項において「給料月額減額基礎額」という。）)
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第24条の3第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員

5 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第24条の3第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第24条の3第1項の規定により人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、第2項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員については、この限りでない。

6 略

附 則

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第24条の3第2項及び第3項並びに第24条の6第2項の規定の適用については、第24条の3第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第24条の6第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第24条の6第4項において準用する第24条の3第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条の6第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第24条の3第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条の6第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第29条第1項から第3項まで又は第5項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第29条第1項 前各号に定める額

イ 第29条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第29条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第29条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表

職務の級

| | |
|----------------|----|
| 高等学校等教育職給料表 | 4級 |
| 中学校及び小学校教育職給料表 | 4級 |

- 7 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
- 8 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員に対する附則第6項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。
- 9 附則第6項の規定が適用される間、第23条の2第3項の規定の適用については、同項中「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- 10 附則第6項の規定が適用される間、第24条の6第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 11 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号

給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第55号）の施行の日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第2の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員にあっては100分の99.34、当該職員以外の職員にあっては100分の99.09を当該額に乘じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額<u>（給与条例附則第6項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与条例附則第6項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当分の間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）</u>を給料として支給する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> | <p>附 則</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第55号）の施行の日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第2の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員にあっては100分の99.34、当該職員以外の職員にあっては100分の99.09を当該額に乘じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> |

8 附則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、第1号及び第3号に掲げる条例の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」と、第2号に掲げる条例の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第64号）第2条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1)～(3) 略

8 附則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- (1) 産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）第3条第1項
- (2) 定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）第2条第1項
- (3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第3条第1項

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
(平成24年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)
- 2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第64号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 3 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する第2条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第64号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
(教育委員会規則への委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
(へき地手当等に関する条例の一部改正)
- 5 へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------|---------|
| (へき地手当) | (へき地手当) |

第4条 略

(へき地手当に準ずる手当)

第5条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別地学校に該当するときは、当該職員には、次項に定めるところにより、当該異動又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から3年以内の期間（当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員（以下この条において「特例職員」という。）にあっては、6年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4（特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2）を乗じて得た月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。

2 略

附 則

第4条 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。

- 1級 100分の4
- 2級 100分の8
- 3級 100分の12
- 4級 100分の16

- 2 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。
- 3 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第9条の2又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第21条の2に規定する地域手当が支給される地域に所在するへき地学校等に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

(へき地手当に準ずる手当)

第5条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別地学校に該当するときは、当該職員には、次項に定めるところにより、当該異動又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から3年以内の期間（当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員（以下この条において「特例職員」という。）にあっては、6年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4（特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2）を乗じて得た月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。

2 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

(公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読み替え)

- 2 公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第4条及び第5条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「乗じて得た月額」とあるのは「乗じて得た月額から当該職員の給料月額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下「給料月額減額基礎額」という。）に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額）に相当する額を減じた月額」と、同条第2項中「乗じて得た月額」とあるのは「乗じて得た月額から当該職員の給料月額に100分の2を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に100分の2を乗じて得た額）に相当する額を減じた月額」と、同条第3項中「地域手当の額」とあるのは「地域手当の額から公立学校職員の給与に関する条例附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、第5条第1項中「乗じて得た月額」とあるのは「乗じて得た月額から当該職員の給料月額に100分の4（特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2）を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に100分の4（特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2）を乗じて得た額）に相当する額を減じた月額」とする。

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 略</p> | <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第27条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> |
| <p>附 則</p> | <p>附 則</p> |
| <p>(経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。</p> | <p>(経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、この条例<u>（次条から附則第6条までの規定を除く。）</u>の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。</p> |
| <p><u>（公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読み替え）</u></p> <p>第3条 <u>公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条第2項」とあるのは、「同条例附則第11項」とする。</u></p> | <p><u>（公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）</u></p> <p>第3条 <u>公立学校職員の給与等に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>題名を次のように改める。</u></p> <p><u>公立学校職員の給与に関する条例</u></p> <p><u>第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条」に、「<u>基き</u>」を「<u>基づき</u>」に改め、「、勤務時間その他勤務条件」を削る。</u></p> <p><u>第19条第4項中「第26条第2項及び第3項の規定に基づく勤務を要しない日」を「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」に改める。</u></p> <p><u>第23条第1項第1号ウ中「第26条第2項及び第3項の規定に基づく勤務</u></p> |

を要しない日」を「勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」に、「休日等（第26条の2各号に掲げる日）」を「勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）」に改め、「をいう。」を削り、「勤務を要しない日等」を「週休日等」に改め、同号工及び才中「勤務を要しない日等」を「週休日等」に改める。

第24条の2第1項中「第26条第2項及び第3項の規定に基づく勤務を要しない日又は第26条の2各号に掲げる日」を「勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は休日等」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第26条の2及び第26条の3を削る。

第27条第1項中「第26条の2各号に掲げる日」を「休日等」に改め、同条第2項中「もの」の下に「から、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもの」を加える。

附則第3項中「給与等」を「給与」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)
第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公立学校職員の給与等に関する条例」を「公立学校職員の給与に関する条例」に改める。

第7条第1項中「給与条例第26条第1項に規定する」を「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条から第6条までの規定による」に、「休日等（給与条例第26条の2各号に掲げる日）」を「勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）」に改め、「をいう。」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「公立学校職員の給与等に関する条例」を「公立学校職員の給与に関する条例」に改め、「第1号の項」の下に「若しくは公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第13条」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「公立学校職員の給与等に関する条例」を「公立学校職員の給与に関する条例」に改める。